



全日本自治団体労働組合
北海道本部
〒060-0806 札幌市北区
北6西7 北海道自治労会館
電話 011-747-3211
FAX 011-700-2053
編集・発行 渡部 裕幸

自治労第88回 定期大会

川本新体制 たくましく、しなやかに、たえまなく 組織強化・拡大 「えさきたかし」再選

8月24日～26日、自治労第88回定期大会が石川県金沢市で開かれ、代議員と傍聴者を含む約4300人(北海道から125人)が結集し、議長団は道本部・谷川会計部長が務めた。本大会では、今後2年間の主な自治労の運動方針である「賃金闘争のあり方」「組織強化・拡大の取り組み」「第24回参議院議員選挙闘争の取り組み」、当面の闘争方針などを決定した。



全国から約4300人が参加し活発な議論が行われた=8月24～26日、金沢市



発言する山上道本部委員長

自治労本部・氏家委員長はあいさつで、「自治体職場全体における組織率が低下している。危機感を持って組織強化・拡大に取り組む。また、安倍政権と対峙するため、『新たな政治対応方針』に基づき、来年7月の参議院選挙で、自治労組織内参議院議員『えさきたかし』の再選を勝ち取る」と呼びかけた。



新委員長に川本淳さん(中川町職労)

大会では、1期2年間の委員長を務めた氏家常雄さん(東京都)が退任し、川本淳委員長(中川町職労)が就任した。北海道選出の中央執行委員長は、2002年の大原長は、2002年の大原義之さん以来5人目。執行委員は引き続き、石上千博さん(富良野市)、岸真紀子さん(岩見沢市職労)、新たに駒井由美さん(全道庁労連)、特別執行委員に三浦正一さん(共済)、引き続き、平川則夫さん(連合)、大門正彦さん(生活研)が就任した。

安倍政権は国民に大きな不安を巻き起こしている。法案は政府が違憲としてきた集団的自衛権の行使を容認し、自国が攻撃されていなくても武力行使に道を開く。憲法が権力を縛る立憲主義の精神にも反する。多大な犠牲を払って手

にした平和主義が危うい。安保法案反対集会やデモに、若者や学生が自発的、自然発生的に参加し、若い母親もベビーカーを押して参加し始めた。自分で考え、声を上げる。その積み重ねが政治の方向を誤らせず、確かな未来を開く。



デモ行進で「戦争法案反対」「安倍政権は退陣せよ」との声を上げた

安倍政権は退陣だ

総がかり行動 戦争をさせない北海道委員会(8月19日、大通公園西3丁目広場で)「総がかり行動」9回目を行い、約500人が参加した。藤盛・北海道平和運動フォーラム代表は「安倍政権は、衆議院で戦争関連法案を強行採決し通過させた。憲法学者が違憲だと表明し、成立を望まない国民が7割になっていくにもかかわらず、参議院でも強硬採決しようとしている。絶対に許してはならない。全国で法案の廃案にむけた声を上げていく。戦争法案を廃案にし、安倍政権を退陣させるために大きな輪を広げよう」と呼びかけた。

岩本・北星学園大学教授は「安倍首相は戦後70年談話で『宿命』という言葉を使った。先の戦争について誤り続ける『宿命』を子どもたちに背負わせてはならないといっている。『宿命』とは軽々しく使える言葉ではなく重たい言葉だ。戦争という極限状態の中で自分を納得させる言葉があるとすれば『宿命』という言葉しかない。人間は機械にならないと他人を殺すことはできない。人間を機械に

にしなければ遂行できない戦争は、憲法の個人主義の理念に反する。若者を人殺しの機械にしてはならない。戦争がもたらす過酷な『宿命』を若者に強いてはならない。この決意が憲法9条に結晶している。若者を再び戦場に送る戦争法案を阻止し廃案に追い込もう」と呼びかけた。

JICHIRO スケジュール	
9月	
2日(水)	戦争をさせない北海道委員会総がかり行動(札幌市)
4日(金)	道本部政策セミナー(札幌市)
7日(月)	戦争関連法案廃案を求める参議院中央行動(～9日、東京)
8日(火)	第25回執行委員会(札幌市)
10日(水)	戦争をさせない北海道委員会総がかり行動(札幌市)
11日(金)	第49回全道自治体職員等野球選手権全道優勝大会(～14日、釧路市)
12日(土)	第29回全日本自治体職員等女子バレーボール選手権全国優勝大会(～14日、岡山市)

道本部ホームページ
自治労北海道 ユーザー名: minnade
組合員専用ページは パスワード: danketsu2013

自治労北海道本部 第57回 定期大会

9月28日(月) 8:30 受付
9:00 開会
9月29日(火) 9:00 再開
16:30 閉会

ホテルポールスター札幌
札幌市中央区北4条西6丁目

戦争をさせない北海道 2015 総がかり行動

9月10日、14日、15日、16日
17日、18日、24日、25日

18:00～19:30
大通公園西3丁目

全労連 全国労働者共済生活協同組合連合会 自治労共済本部 北海道支部 長期共済 税制適格年金

“長期共済”早めの加入で ～備えあれば憂いなし!～

長期共済の加入条件

下記条件をすべて満たす方がご加入いただけます。

- ① 団体生命共済にご加入の組合員
- ② 発効日現在の年齢が満55歳未満の方
- ③ 健康告知が「通常就業者」または「準通常就業者」の方

※ 組織加入単組の場合「非通常就業者」の方でも可
ただし、いずれの場合も申込日時点で入院の方は加入できません。

長期共済のポイント

- ① 在職中の共済掛金は一般生命保険料控除の対象になります。
- ② 団体生命共済に退職まで継続して5年以上ご加入の方は、一部を除き既往症による退職後の保障の給付制限がありません。
- ③ 団体生命共済加入者で長期共済未加入の方は、団体生命共済の発効日に関係なく、いつでも加入できます。

税制適格年金

新設年金共済

- ・長期共済と違い、退職後の保障を“年金給付”のみに特化した制度です。
- ・在職中の共済掛金は個人年金保険料控除の対象となります。

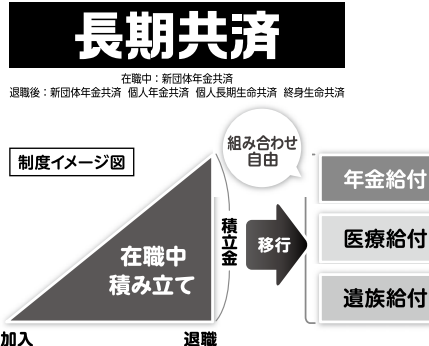
加入要件など詳しい内容はパンフレットにてご確認ください。

※ 団体生命共済とあわせてご加入いただくことで、在職中の保障と退職後の保障を一括してご準備いただけるプランをご案内しています。

在職中積立金額例表は、2015年5月現在の予定利率等にもとづき試算したものです。
なお、予定利率等は将来変更することがありますので、将来の支払額を約束するものではありません。在職中の積立期間(共済期間)が月払の場合は5年未満、半年払の場合は4年未満のとき、積立金・解約返戻金が払込共済掛金累計額を下回ります。随時払の場合は1年未満のとき、積立金・解約返戻金が共済掛金を下回ります。

長期共済も税制適格年金も、退職後の保障のために在職中に掛金を積み立てる共済です。

- 長期共済** ▶ 退職のときの状況にあわせて保障[年金・医療・遺族(死亡)]を選択できる柔軟な積立型の共済。
- 税制適格年金** ▶ 組合員の年金のための共済。退職後のために積み立てる在職中の掛金は、個人年金保険料控除の対象になります。



団体生命共済は在職中のみの保障だけど長期共済に加入している...
退職時点の積立金を原資にして退職後の保障が選べるんだよ!

退職時に選べる保障は
年金給付 医療給付 遺族給付
の3つ、しかも組み合わせは自由!

万一保障を選ぶ必要がなければ、
積立金を解約返戻金として受け取ることもできるから安心!

退職後の保障のための必要原資額(共済掛金)モデル例表(移行時満60歳で積立金から保障原資を充てる場合)(2015年1月現在)

年金給付(年金年額12万円あたり)	確定年金	5年確定年金 10年確定年金 15年確定年金	移行した方		
			組合員本人	男性	女性
終身年金	保証期間付終身年金		組合員本人	59.2	59.2
			配偶者	114.7	114.7
医療給付(入院日額5,000円コース)	定期医療給付	70歳満期型 75歳満期型	組合員本人	253.3	298.8
			配偶者	317.6	359.2
医療給付(入院日額7,000円コース)	定期医療給付	70歳満期型 75歳満期型	組合員本人	68.8	55.4
			配偶者	105.6	87.8
遺族給付(死亡保障100万円あたり)	遺族定期給付	70歳満期型 75歳満期型	組合員本人	161.2	111.6
			配偶者	26.6	13.6

参議院議員 たかしのりこ

さき咲き えさき

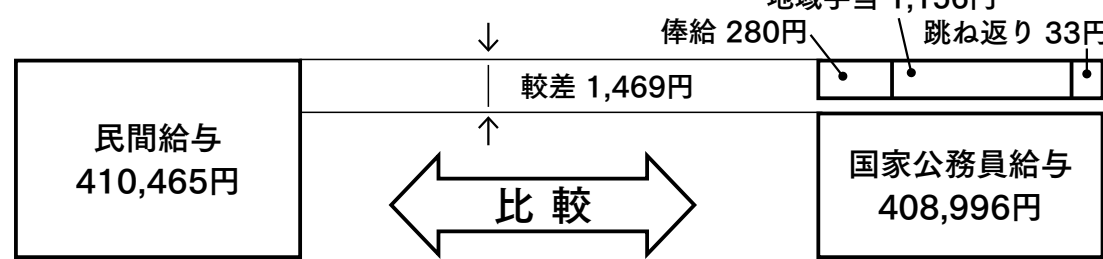
つながるう。ともに声を上げ、明るい未来を咲かせよう。

プロフィール
1956年福岡県柳川市(旧三橋町)出身。79年法政大学社会学部卒業後、旧三橋町役場入職(現柳川市)。04年自治労福岡県本部書記長、07年自治労中央本部労働局長。10年第22回参議院議員選挙で初当選。現在、地方・消費者問題特別委員会筆頭理事、総務委員、決算委員、TFPL脱却調査会委員、立憲フォーラム事務局長、公営競技政策議員懇談会事務局長、消防政策議員懇談会事務局長。

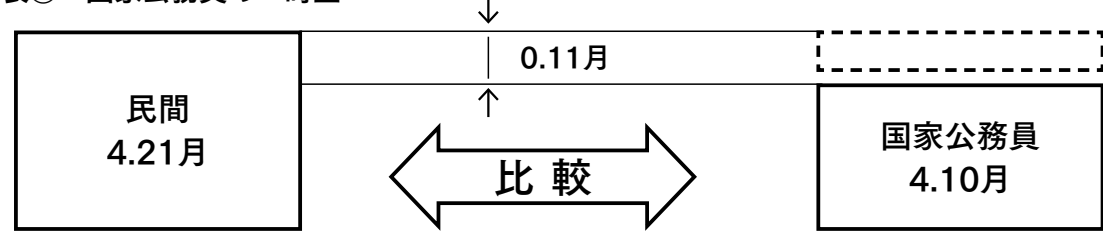
自治労本部は第121回中央委員会にて「えさきたかし」を第24回参議院議員選挙の組織内候補として推せん決定しています。

特集 2015人事院勧告の概要と解説

表①—俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分



表②—国家公務員の一時金



●2015年の一時金(月数)

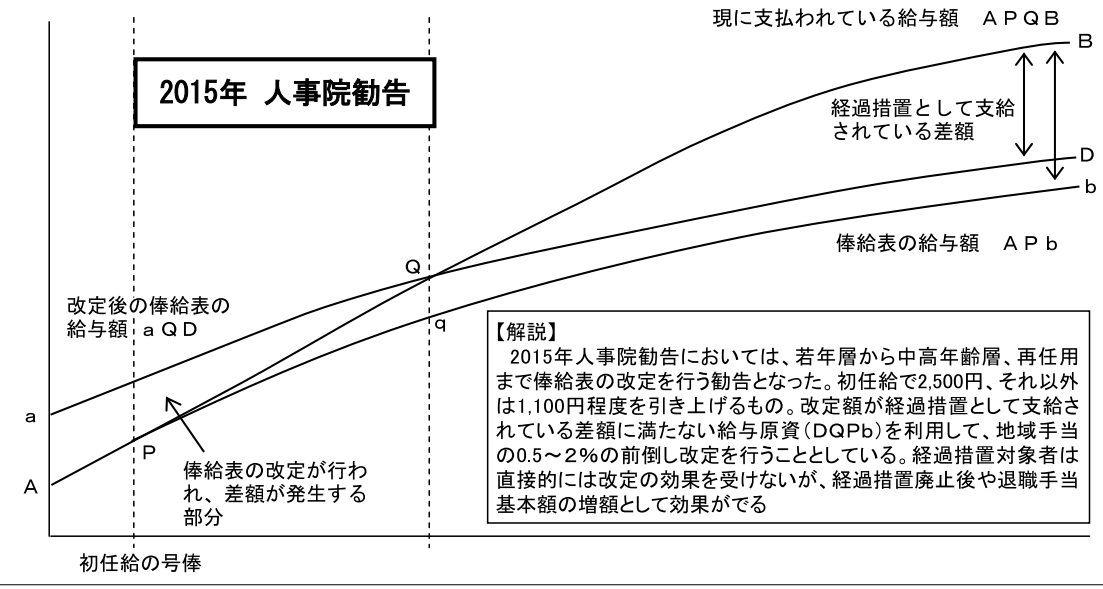
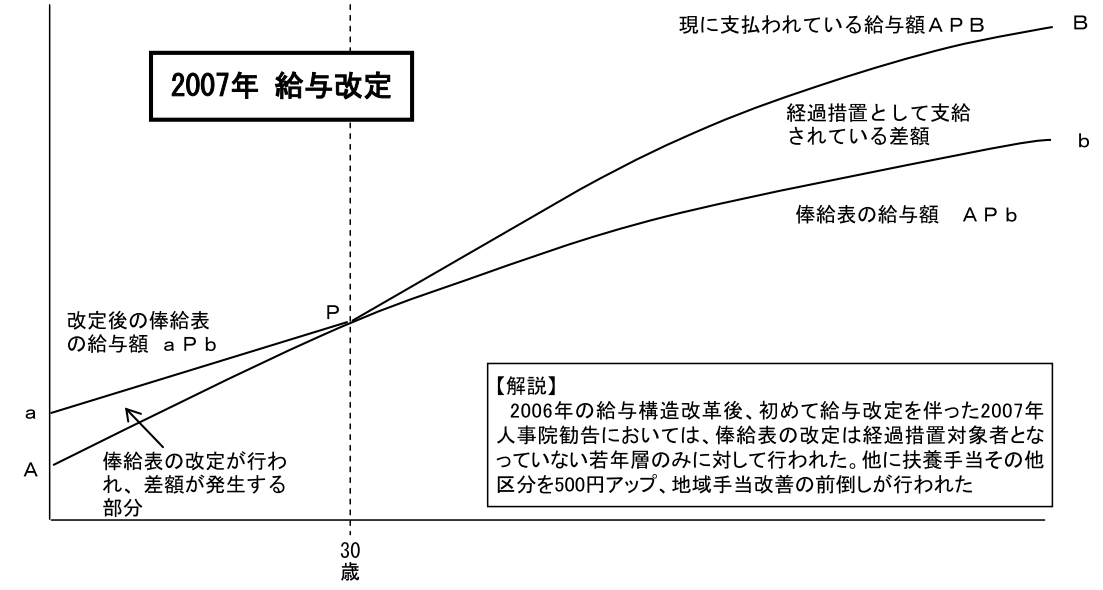
区分	6月期	12月期	小計	合計
一般職員	期末手当 1.225(支給済)	1.375(改定なし)	2.60	4.20
	勤勉手当 0.750(支給済)	0.850(現行0.750)	1.60	
特定管理職員	期末手当 1.025(支給済)	1.175(改定なし)	2.20	4.20
	勤勉手当 0.950(支給済)	1.050(現行0.950)	2.00	
再任用職員	期末手当 0.650(支給済)	0.800(改定なし)	1.45	2.20
	勤勉手当 0.350(支給済)	0.400(現行0.350)	0.75	

●2016年の一時金(月数)

区分	6月期	12月期	小計	合計
一般職員	期末手当 1.225	1.375	2.60	4.20
	勤勉手当 0.800	0.800	1.60	
特定管理職員	期末手当 1.025	1.175	2.20	4.20
	勤勉手当 1.000	1.000	2.00	
再任用職員	期末手当 0.650	0.800	1.45	2.20
	勤勉手当 0.375	0.375	0.75	

注) 特定管理職員とは行政(一)7級以上で管理職手当2種以上の管理職員のことをさす。

【参考】2007年給与改定と2015年給与改定の考え方の違い



1 官民較差と給与改定関係

人事院は、8月6日、国家公務員の月例給与を0.36%(1,469円)、一時金を年間4・10カ月分から0・10カ月にさらに給与制度の総合的見直しに係る地域手当などを引き上げるよう内閣総理大臣および衆・参両院議長に対し勧告した。月例給与・一時金ともに2年連続の引き上げとなった。本号では、今年の人事院勧告のポイントを詳しく解説します。学習資料としてぜひご活用ください。

毎年4月時点での国家公務員給与と民間給与を比較し、較差がある場合はそれを解消することを基本に人事院は勧告作業を行う。今年(約)2,300事業所の約50万人の個人別給与を調査し、完了率87・7%となり例年並みの民間給与のデータは把握できている。月例給与については、ラスパイレス比較方式に基づいて、民間給与との較差を出したところ、職員1人あたり1,469円、0・36%(昨年1,099円)

引き上げを基本に改定し、平均改定率0・4%となる。同時に再任用職員の俸給額も引き上げられる。その他の俸給額については、行政職(一)の均衡を基本に改定を行う。さうして、地域手当については、給与制度の見直し後の支給割合を見直し前の支給割合との差に、0・5%引き上げを行う。

一方、一時金については、昨年8月から今年の7月までの民間の支給実績が4・21月であったため、国家公務員の一時金を4・10月から4・20月へ0・10月引き上げる。

2 給与制度の総合的見直し関係(2016年度において実施する事項)

給与制度の総合的見直しについて、2016年度から実施する事項について、地域手当を2016年4月1日から給与法に定める支給割合に引き上げをおこなうとともに、単身赴任手当の基礎額を4,000円引き上げ、3,000円に改定し、0・9%引き上げを行う。

定加算額の限度を2,000円に改定する。また、広域異動手当については、2016年4月1日以後に異動した職員に対して、官署間300km以上の場合に10%、60km以上300km未満の場合に5%引き上げを行う。

3 すべての職員へフレックスタイム制を拡充(2016年4月実施)

さらに、勤務時間に関する勧告では、原則としてすべての職員を対象として、フレックスタイム制を導入することを勧告した。前提として職員からの希望を踏まえ、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、始業及び終業の時刻について、4週間ごとの期間につき1週間当たり38時間45分となるように勤務時間を振り振ることができるようになる。コアタイムは、月曜日から金曜日までの毎日5時間設定される。対象から除外する。

4 2015人事院勧告の課題について

24年ぶりに俸給表や一時金が2年連続増額改定されているが、地方公務員にあっては、地域手当の増額がほとんどない。

さらに、勤務時間に関する勧告では、原則としてすべての職員を対象として、フレックスタイム制を導入することを勧告した。前提として職員からの希望を踏まえ、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、始業及び終業の時刻について、4週間ごとの期間につき1週間当たり38時間45分となるように勤務時間を振り振ることができるようになる。コアタイムは、月曜日から金曜日までの毎日5時間設定される。対象から除外する。

2007年の給与改定と比較すると、当時の改定は給与構造改革直後というところもあり、水準の引き上げを行わなかった30歳程度までの職員層に対して、給与改定原資は、残りの改定原資は、扶養手当の改善や地域手当等の引き上げの前倒しを行うことで解消した。現給保障となっている30代以降の職員については給料の改定は行われなかった。今年(2015)の勧告については、給与制度の総合的見直しの直後であるため、2級の初任給の号俸以上の職員が水準を引き上げられており、現給保障となっており、現給保障のない地域手当に係る給与原資を活用し、どのような給与水準の改善に結びつけていくか、そしてどこまで改善をかけるかが大きな論点となっている。

今後、この勧告の取扱いをめぐり、様々な議論が政府内外で予定されているが、総人件費抑制の方針のもとで完全実施方針となるかどうか、閣議決定の取り組みが重要となる。また、地方公務員にあっては、人事委員会勧告期および賃金決定期において、地域の公民較差を踏まえ、困窮の給料表の改定に止まらず、地位には影響のない地域手当に係る給与原資を活用し、どのような給与水準の改善に結びつけていくか、そしてどこまで改善をかけるかが大きな論点となっている。

2年連続の引き上げ勧告

(2捨3入、7捨8入)。民間では人事考課に係る割合が4割程度となっていることから、全て勤勉手当に配分し、再任用職員において0・05月引き上げ(勤勉手当)となる。

これらの実施時期については、俸給表は2016年4月1日に遡及して改定し、一時金については法律の公布日とする。

「戦争法案」を廃案へ！不戦の日！北海道集会

「憲法9条」は戦争の『抑止力』

8月16日、札幌市・自治労会館で「戦争法案」を廃案へ！不戦の日！北海道集会を開き、約2000人が参加した。



市民ら2000人が参加し、参議院で「戦争法案」の廃案をめざすことを確認した=8月15日

主催者を代表し北海道平和運動フォーラム・江本秀春共同代表は「戦後70年談話での安倍首相の発言は第三者的であり、実に空虚。この国をどのようにしたいのか分らない言葉並べているだけだ。彼が守ろうとする日本精神とは戦前の富国強兵と天皇崇拜を意味しているのではないか。安保法案と安倍政権に対し私たちが今後何をすべきか確認し合う集会にしよう」とあいさつした。

紛争地域に安全はない

横路孝弘・衆議院議員は「日本国憲法と安全保障をめぐる情勢」と題し講演した。横路さんは日本国憲法が制定された経過について触れ「マッカーサー草案やGHQ草案、憲法案があるが、(当時の日本の国家主義的な状況を考慮し)最終的には大きく

『戦争放棄』『男女平等』『国会の二院制』『天皇の象徴制』が盛り込まれることになった。また、憲法9条においては(国際関係を考慮し)、軍事介入をしないことを盛り込んでいる。さらに日本の貧困状況から社会保障制度の根幹である生存権を25条に規定し、誰でも平等



横路孝弘・衆議院議員

に教育を受ける権利として義務教育について明記された」と説明した。また、終戦当時から問題点について「東京裁判では戦犯を確定したが、満州事変、特攻、人体実験など戦争で起きた問題について一切総括を行っていないため、これらに関わった者が何ら裁きを受けていないことが問題だ。このため、こうした過去の問題を隠すよう

に、表面化させない動きが全国的に見られること自体問題である」と指摘した。また、今回の安全保障関連法案について「安倍首相は戦争に巻き込まれることは絶対ないと言っているが、紛争地域に危険も安全もない。日本が他国の軍事行動に加担すれば間違いなく敵と見なされる。また、現在の日米同盟の強化と称して、この間の自衛隊の動向を考えると、明らかに日本は戦争の準備に入っている状況にある」と情勢について言及した。

日本人は信頼されている

最後に「憲法9条が戦力」として果たしてきた役割は大きい。そのこと

「夏祭り」で組合員と家族が交流



職場だより

【渡島地本発】函館市職労と函館市公共サービス労組は、8月7日、函館市・BAYはこだてイベントスペースで組合主催のイベント「夏祭りだ！市職連!!」を開き、300人を超える組合員や家族が参加しました。このイベントは、執行部が中心となりの会場設営から出



夏祭りに300人が参加し盛り上がった=8月7日

店コーナーの運営などを行いながら組合員相互の交流・懇親や家族サービスの場を提供するもので、2002年に第1回を開催して以降、2013年を除き毎年開催しており、今年で13回目となりました。当日は、霧雨が降るなどあいにくの天気となりました。ステージ上では、

白熱したたたかひや思わぬ発表などもあり大いに盛り上がったほか、懐かしいの出店を親子で楽しむなど、参加された組合員・家族には大いに楽しんでいただきました。(函館市職労副委員長・単人聖児)

シリーズ「社会保障制度改革の行方」② 「地域包括システム」を構築しよう

8月19日付けの北海道新聞記事で、政府が地方創生の柱に掲げる高齢者の地方移住をめぐり、日本創生会議に「医療・介護の受け入れに余力がある」と指摘された道内6地域の中心6市がいずれも介護施設の特機者が多く「十分な余裕はない」と認識しているとのことである。また、医療や介護分野の人材不足が理由の一つであることもあげられています。誰もが地域で安心して暮らし続けるため、地域雇用を創出し、医療・介護・子育てなどの社会サービスの充実が重要である。東京圏の高齢者急増問題に対応するために高齢者を地方移住させるといふことでなく、一人ひとりの「生活の質」に着目し、高齢者も障害者も子どももすべての住民が安心して地域で暮らし、そして支え合う「地域包括システム」を住民とともに構築し、活力ある持続可能な地域づくりをめざしていかねばなりません。全力で取り組みましょう。

忙中余話

戦争関連法は「シユプレヒコー案反対の集会」と始まる喋り慣れには様々な団体や飛び入り「一ほーあんせつたーい」の市民が参加したい！とリズム付きしてくる。いづれは違和感があったが、幅広い団体を代表する組合にとっては心強くなる。思いついたことがある。例えば、労組が自分たちと考えさせられる。先輩に「街宣車での喋りも新人の任務」と教えられたシユプレヒコー。そもそも、未だに新人の任務が回ってくる自分自身も疑問だが、そんな時に工夫も必要だと感じた。(高田 将平)

訂正とおわび 機関紙「自治労北海道」8月1日・11日(2125号)合併号の記事3面の「全道バレーボール大会」で敢闘賞の受賞者が、苫小牧市職労「岩田 淳子」さんと記載されていますが、「岩田 淳子」さんが正しい名前です。訂正してお詫び申し上げます。

コンサドーレ チケット プレゼント 各試合共通(見たい試合を自分で選べます) S Aゾーン 自由席。締め切りは9月11日(金)午後4時、道本部HP【単組・組合員専用ページ】上部の「道本部へのメール」で受付(単組名、名前、連絡先を明記)当選者に連絡する。

おーさかさんの国会だより 逢坂誠二の国会だより 答弁の態度悪い安倍総理 学習能力がないのだろうか。安倍総理が委員会で野次を繰り返して野次の内容は、質問者を愚弄するもので許しがたい。野次の態度、委員会審議が止まり、発言を取り消す(8月24日、議員会館にて)